

令和6年
12月2日
以降の

健康保険証情報

の確認方法について

自立支援医療(精神通院医療)

令和6年12月2日以降、現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。**自立支援医療(精神通院医療)**の申請においては、以下の①～④のいずれかで健康保険証情報の確認をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。

※区役所窓口で“更新申請”または“再申請”する場合で前回から保険証情報に変更がない場合のみ提示不要です。

①保険証 	従来の保険証をお持ちの方は提示してください
②資格確認書 または 資格情報のお知らせ	★資格確認書(マイナ保険証の利用登録をしていない方) ★資格情報のお知らせ(マイナ保険証の利用登録をしている方) のどちらかをお持ちの方は提示してください
③マイナポータル提示 (区役所窓口申請のみ) ※スマートフォンにマイナポータルアプリが入っていない場合は、インストールする画面が表示されます。  マイナポータルアプリは事前にご自宅等でインストールし、利用者登録(初回のみ)を済ませてきてください。	▼iPhone  ▼Android  上の二次元コードをスマートフォンで読み取り、4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざしてログインし、保険証情報画面を提示してください
④マイナポータル印刷	あらかじめマイナポータルの保険証情報画面を印刷してきた方はご提出ください

申請に際しては以下↓の情報も必要となりますので、あらかじめお調べいただきますようお願いいたします。(区役所窓口で申請をする場合は口頭でお伝えください。郵送で申請をする場合は申請書の「受診者と同一保険の加入者」欄にご記入ください。)

- ★受診者が**国民健康保険**に加入している場合
……住民票上同じ世帯の方のうち、同じ国民健康保険に加入している家族全員の氏名
- ★受診者が**後期高齢者医療保険**に加入している場合
……住民票上同じ世帯の方のうち、同じ後期高齢者医療保険に加入している家族全員の氏名
- ★受診者が**社会保険**に加入している場合
……被保険者の氏名